

# 令和8年度 岐阜地区 小学校教育課程研究協議会 実施要項

岐阜教育事務所

## 1 目的

- ・小学校学習指導要領の趣旨や内容を踏まえた具体的な指導の在り方について理解を深め、教育課程の実施に生かす。

## 2 主催

- ・岐阜教育事務所、羽島市教育委員会、各務原市教育委員会、山県市教育委員会、瑞穂市教育委員会、本巣市教育委員会、羽島郡二町教育委員会、北方町教育委員会

## 3 受講者

- ・岐阜教育事務所管内（岐阜市を除く）の小学校及び義務教育学校に勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭及び常勤講師の3分の1程度とする。ただし、初任者研修対象者は除く。3年間（令和6年度～令和8年度）で全教員が受講するように計画的に実施する。
- ・教頭初年度、副校長初年度、校長初年度の者は、管理職部会への参加を悉皆とする。

## 4 開設する部会（15部会）

- ・国語科、社会科、算数科、理科、生活科、音楽科、図画工作科、家庭科、体育科、外国語科・外国語活動、特別支援教育、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、管理職

※音楽科、図画工作科、家庭科については、西濃地区と合同開催とする。（会場は西濃地区）  
 開催日：令和8年7月27日（月）午前8時50分～11時50分  
 会場：大垣市立東中学校  
 詳細は、西濃地区の実施要項を参照すること。

## 5 内容

- ・全体主題に基づいて、部会ごとに実践協議を行う。

<全体主題> 指導と評価の一体化を核とした授業改善・学習改善の在り方  
 自立した学習者の育成に向けて、「自分で考え、自分から取り組む授業」  
 ～「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実～

## 6 開催方法

- ・集合型 半日（3時間）開催とする。

## 7 会場

- ・北方町立北学園  
 〒501-0431 本巣郡北方町北方1367-1

## 8 開催日及び日程（案）

- ・令和8年7月24日（金）午後1時30分～4時30分

1:00	1:30	2:00	2:15	4:20	4:30
受付	全体会30分	移動 15分	研究協議（休憩含む）2時間5分	振り 返り	

9 事前課題について（管理職部会を除く）

- ・事前にオンデマンドで動画を視聴したうえで、「指導と評価の一体化を核とした授業改善・学習改善の在り方 自立した学習者の育成に向けて、「自分で考え、自分から取り組む授業」～「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実～」の具現につながる実践資料A4 1枚を準備してください。※昨年度までの実践も可
- ・実践交流の際には、資料（使用したワークシートや板書の写真、活動の様子等の動画）を補助資料として用いて説明してもよい。（児童生徒の個人情報に配慮する）
- ・管理職部会においては、学校経営に係る管理能力の向上、喫緊の課題解決等のために、討議・交流を行う。実践資料は不要。
- ・オンデマンドの視聴については、岐阜教育事務所のホームページにアップロード予定。（後日連絡）
- ・実践資料の部数等は、7月上旬に送付する「事務連絡」を参照する。

※音楽科、図画工作科、家庭科部会は、西濃地区の実施要項を参照すること。

10 受講に必要な資料について

- ①実践資料（9 事前課題についてを参照）
  - ②当該教科等の「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説」
  - ③特別支援教育部会の受講者は、「特別支援学校学習指導要領 解説 各教科等編（小学部・中学部）平成30年3月」及び「特別支援学校学習指導要領（平成29年告示）解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）平成30年3月」
  - ④当該教科等の『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料』（国立教育政策研究所教育課程研究センター 令和2年3月）
  - ⑤教育事務所が作成した資料（教科によって、資料の有無が異なる）
- ※②～⑤の資料については、紙媒体、データのどちらでもよい。なお、②③の資料は文部科学省HP、④の資料は国立教育政策研究所教育課程研究センターHPからダウンロードすることができる。⑤の資料については、開催日の3日前までに、「全国教員研修プラットフォーム（Plant）」の当該研修のページに掲載するため、各自で確認する。

11 気象警報発表時の対応について

研究協議会開始2時間前までに、 開催市町の気象警報が全て解除された場合	研究協議会を実施
研究協議会開始2時間前までに、 開催市町の気象警報が全て解除されていない場合	研究協議会を中止
参加者の勤務する学校がある市町、または開催市町に向かう 経路上の市町に気象警報が発表されている場合	所属長の指示を受け、 出欠を判断
今後、気象警報が発表される見込みがある場合	

※南海トラフ地震臨時情報が発表された場合も、気象警報発表時と同様の対応となる。

12 欠席、遅刻連絡等について

- 事前に受講できないことが明らかになった場合及び当日の欠席、遅刻等について
- ・欠席、遅刻等分かった段階で、学校の管理職から直接、岐阜教育事務所教育支援課に電話連絡をし、回答フォームより回答する。

岐阜教育事務所 教育支援課 058-278-3057

13 その他

- ・特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動については、3年間（令和6年度～令和8年度）で各学校1名が計画的に受講することとし、その計画書（後日依頼）も提出すること。（小規模校において、学校間で連携を取り、補完ができるようであれば、その限りではない。）

音楽科、図画工作科、家庭科を受講される方は、「全国教員研修プラットフォーム（Plant）」で申し込む際に、岐阜地区の教育課程研究協議会に申し込みをしてください。